

## 温対法に基づく事業者別排出係数の設定に係る基本的な考え方と具体的な算出方法を変更する場合の手続について

「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20230510産局第1号・20230509資庁第2号・環地温発第2305195号）に定める事業者別排出係数の設定に係る基本的な考え方と具体的な算出方法を変更する場合には、以下の手続による。

### 1. 専門家等の助言を踏まえた検討

資源エネルギー庁長官及び環境省地球環境局長の私的検討会である「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」において、専門家の助言を得て、確定させる。

### 2. パブリックコメントの実施

変更案については、パブリックコメントの手続を実施する。